

■ 土地基本法（平成元年法律第 84 号）（抄）

（年次報告等）

第 11 条 政府は、毎年、国会に、不動産市場、土地の利用及び管理その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、国土審議会の意見を聴かなければならない。

■ 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）（抄）

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名称	法律の規定
土地政策 分科会	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 13 条第 2 項
	<u>土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 11 条第 3 項、第 21 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 22 条</u>
	地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 26 条の 2
	国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 12 条
	国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 3 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）

2・3（略）

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。